

県証紙

県証紙は“県内の都市銀行”又は“県庁”で購入
新規 35,000円
更新 30,000円 (割り印しない)

法人登録記入例

★ 添付書類

登記簿謄本

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

日付は記入しない

兵庫県知事殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる営業所の所在地)

神戸市中央区港島南町3丁目3番8

登記簿謄本に記載している住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㈱水質保全センター 代表取締役 水質 太郎 印

社印、代表者印 (一般的に角印と丸印)

昭和8年 9 月 15 日生

電話 (078) 306-6020

どちらかを抹消

登録の種類	新規・更新	※登録番号	第	号
		※登録年月日	年	月

※記入しない

役員 (業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者) の氏名及び役名

氏名	役名 (常勤・非常勤)	氏名	役名 (常勤・非常勤)
水質 太郎	代表取締役 (常勤)		
兵庫 次郎	取締役 (非常勤)		

役員は登記簿謄本に記載されている全員を記入
(※常勤、非常勤の区別をする)

申請時において既に受けている登録

第 777 号 (7年 7月 7日登録)

- ・ 更新は記入
- ・ 新規は記入しない

営業区域の数	営業区域に係る市町名	三田市 香美町	主たる営業区域に係る市町名	
2				
営業所		浄化槽管理士		浄化槽管理士が専任する営業区域に係る市町名
名称	所在地 電話番号	氏名	免状の 交付番号	
(株)水質保全センター 本社	神戸市中央区港島南町3丁目3番8 (078)306-6020	安井 松治郎	第 555 号	三田市
香美営業所	美方郡香美町香住111 (0796)99-0001	松尾 裕	第 100251 号	香美町
他の都道府県知事及び保健所を設置する市の長の登録状況				
都道府県又は市名	登録番号	登録年月日		
/				

★ 営業所付近見取り図を添付

各営業所に専任の管理士が必要

注1 ※の欄は、記入しないでください。

2 『主たる営業区域に係る市町名』の欄は、保健所を設置する市の区域内に主たる営業所を設置する場合のみ記入してください。

3 『浄化槽管理士』及び『浄化槽管理士が専任する営業区域に係る市町名』の欄は、『営業所』の欄の営業所の区分に応じ、それぞれ記入してください。

4 不要の部分は、斜線を引いてください。

誓 約 書

役員を代表して代表取締役のみが誓約書を提出

8 年 3 月 1 5 日

記入した日付

兵 庫 県 知 事 殿

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる営業所の所在地)

神戸市中央区港島南町3丁目3番8

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(株)水質保全センター 代表取締役 水質 太郎 ㊟

社印、代表者印 (角印、丸印)

申請者は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条
第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しないことを
誓約します。

様式第3号 (第5条関係)

営業所の名称 (株)水質保全センター 神戸本社		
器具の名称及び数		
器具の名称	型式	数
温度計	A社製 0～50℃	3
透視度計	A社製50cm プラスチック	2
水素イオン濃度指数測定器具	B社製 PH-15型	2
溶存酸素濃度測定器具	〃 DO-16型	2
汚泥沈でん試験器具	1000ml SV計	4
残留塩素測定器具	C社製 比色式Ⅲ型	2
亜硝酸性窒素測定器具	〃 NH-17型	3
スカム及び汚泥厚測定器具	D社製 SK-18型	1
汚泥採取用器具	〃 OD-19型	2
携帯用顕微鏡	E社製 K-20	1
自吸式ポンプ	F社製 揚水0.4	2
携帯用換気ファン	〃 風量60	1
携帯用照明器具	M社製 NH-21	1
水準器	N社製 AS-22	1

器具は全種類最低1個は必要

※ 本社と営業所がある時は、それぞれに1枚必要。

注 この様式は、営業所ごとに作成してください。

申請者（ 本人 ・ 法定代理人 ・ 法人の役員 ） の略歴書			
住 所	神戸市中央区港島南町3丁目3番8 電話(078)306-6020		
氏 名	水質 太郎	生年月日	8年 9月 15日生
職 名	代表取締役	最終学歴	神戸高等学校
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	昭和50年4月 ↓ 昭和60年 ↓ 平成8年3月	(株)水質保全センター設立 浄化槽維持管理業を始める 県の保守点検登録を受ける 淡路営業所 設立 現在に至る	
行政 処分 等	年 月 日	行 政 処 分 等 の 内 容	
		な し	
上記のとおり相違ありません。 8年3月15日			
			氏 名 水質 太郎 ㊟

登記簿記載の役員全員の略歴書が必要
(監査役は不要)

学校名まで記入

浄化槽に携わる仕事をしてから、現在にいたるまでの勤務先名

記入した日付

役員それぞれの個人名、個人印
※名字が同じ場合は、それぞれ違った印鑑を使用

- 注1 『本人・法定代理人・法人の役員』については、該当事項を○で囲んでください。
- 2 『行政処分等』の欄は、法若しくは法に基づく処分若しくは条例若しくは条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は法若しくは条例に基づく処分を受けた者についてのみ記入してください。

浄化槽管理士の略歴書			
住所	〒653-9999 神戸市長田区真野町9-1		
氏名	安井 松治郎	生年月日	20年 3月 1日生
職名	主任	最終学歴	兵庫高校卒業
職歴	期間	従事した職務内容	
	昭和56年1月 ↓ 平成8年3月	(株)水質保全センター入社 浄化槽の保守点検業務に従事 現在に至る	
上記のとおり相違ありません。			
8年 3月 15日			
氏名 安井 松治郎			Ⓜ

管理士全員の略歴書が必要

住民票に記載している住所

学校名まで記入

記入した日付

管理士個人の氏名、印鑑

★ 添付書類

- ・住民票
- ・管理士免状の写し (更新時のみ必要)
- ・保守点検の業務に関する講習会の
修了証書の写し
((社) 兵庫県水質保全センター発行)

浄化槽清掃業者との業務に関する提携書

申請者 (以下、「甲」という。) 及び浄化槽清掃業者

(以下、「乙」という。) は、下記の市又は町における浄化槽の管理について、業務に関する提携を行い、甲が浄化槽保守点検を行った浄化槽につき、浄化槽の清掃が必要な場合には、甲は乙に必要な指示を行い、乙は甲の指示に従って浄化槽の清掃を浄化槽の技術上の基準に従って行い、乙は甲に報告する。

記

提携を結ぶ市町名 三 田 市

8年 3 月 15日

甲 住 所 神戸市中央区港島南町3丁目3番8

氏 名 (株)水質保全センター
代表取締役 水質 太郎

印 _____ 社印、代表者印 (一般的に角印と丸印)

乙 住 所 三田市駅前100

氏 名 (有)三田清掃
代表取締役 三田 太郎

印 _____ 社印、代表者印 (一般的に角印と丸印)

雇 用 証 明 書

浄化槽管理士全員の雇用証明が必要
(法人役員であっても雇用証明は必要)

下記の者は、私（当社）の従業員（常勤役員）であることを証明します。

★ 添付書類

健康保険証の写し

記

従 業 員 名 安井 松治郎

雇用開始年月日 昭和56年1月

平成8年 3月 15日 記入した日付

兵 庫 県 知 事 殿

住 所 神戸市中央区港島南町3丁目3番8

氏 名 (株)水質保全センター
代表取締役 水質 太郎 社印、代表者印（角印、丸印）

事業計画書

住 所 神戸市中央区港島南町3丁目3番8

氏 名 (株)水質保全センター
代表取締役 水質 太郎

1. 保守点検を行う予定の浄化槽

営業区域にかかる 市 町 名		三田市	香美町	
単 独 処 理	※ 5人～20人	20	30	
	21人～300人	2	20	
	301人～500人	1	5	
	501人以上	0	0	
合 併 処 理	5人～20人	40	20	
	21人～300人	10	10	
	301人～500人	10	5	
	501人以上	1	1	

※ 管理士全員が管理する浄化槽基数と同じであること。

※ 処理対象人員

2. 浄化槽管理士の担当する浄化槽

管理士ごとに基数計算をする
(営業区域の基数合計が事業計画書の基数と同じになる)

(1) (管理士氏名) 安井 松治郎

営業区域にかかる 市 町 名		三田市					
処理対象区分		担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值
単 独 処 理	※ 5人～20人	20	1.0	20			
	21人～300人	2	2.5	5			
	301人～500人	1	6.0	6			
	501人以上	0					
合 併 処 理	5人～20人	40	1.5	60			
	21人～300人	10	7.0	70			
	301人～500人	10	20.0	200			
	501人以上	1		104			
合 計		84	—	465			

501人槽以上の補正值算出表とあわせること

補正係数及び補正值は別紙1に準ずること。

※ 管理士1人あたりの補正值は600以下とする

(2) (管理士氏名) 松尾 裕

営業区域にかかる 市 町 名		香美町					
処理対象区分		担当基数	補正係数	補正值	担当基数	補正係数	補正值
単 独 処 理	※ 5人～20人	30	1.0	30		1.0	
	21人～300人	20	2.5	50		2.5	
	301人～500人	5	6.0	30		6.0	
	501人以上						
合 併 処 理	5人～20人	20	1.5	30		1.5	
	21人～300人	10	7.0	70		7.0	
	301人～500人	5	20.0	100		20.0	
	501人以上	1		31			
合 計		91		361			

補正係数及び補正值は別紙1に準ずること。

兵庫県保守点検業登録申請書関係書類

処理対象人員 501人以上の場合の補正值算出表

施設名		三田市立体育館	香美町立集会所		合計
基礎係数 単独処理=24 合併処理=30	(A)	30	30		
設計汚水量 (Q ₁ m ³ /日) による加算	Q	150	120		
(B) = (Q ₁ - a) × 0.026 単独処理 a=25 合併処理 a=100	(B)	(150-100) ×0.026 =1.3	(120-100) ×0.026 =0.52		
高度処理等による係数 (C) =1~1.2 接触酸化 1.1 高度処理なし 1	(C)	1.1	1		
保守点検回数 (回/週) 3000人以下 (D) =2以上 3001人以上 (D) =6以上	(D)	3	2		
補正值 = {(A) + (B)} × (C) × (D)		103.29	61.04		
当該浄化槽管理士以外の技術 管理者が保守点検を行う場合 (E) = c ÷ (c + d) c : 浄化槽管理士が保守点検 を行う時間 d : 技術管理者が保守点検を 行う時間	(E)	c =10 d =0 10 ÷ 10 =1	c =5 d =5 5 ÷ (5-5) =0.5		
補正值 = {(A) + (B)} × (C) × (D) × (E)		103.29	30.52		

- ※ (1) 管理士ごと、施設ごとに作成してください。
(2) 事業計画に記載されている 501人以上の基数と合致させてください。

条例第11条第3項の実施の方法に関する書面

浄化槽保守点検業者（以下「甲」という。）は、指定検査機関（以下「乙」という。）との間に11条補完検査等業務基本契約を結ぶよう努めるとともに浄化槽の保守点検に関する契約を行う場合は、法第11条検査等について一括して契約を結ぶよう努力する。

乙は、甲が契約した浄化槽について、甲の浄化槽の保守点検の回数及び時期を尊重し、浄化槽管理者と協議して定めた時期に法第11条検査等を実施するものとする。

平成 8 年 3 月 15 日 _____ 記入した日付

甲 住 所 神戸市中央区港島南町3丁目3番8

氏 名 (株)水質保全センター
代表取締役 水質 太郎 ㊟ _____ 社印、代表者印（角印、丸印）

乙 住 所

氏 名 ㊟ _____ ※ 検査機関が記名捺印するので記入しない